

議員全員協議会会議録

令和7年2月25日

宮古市議会

令和7年2月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(2月25日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
協議事項(1)	4
協議事項(2)	7
協議事項(3)	7
協議事項(4)	8
協議事項(5)	9
散 会	11

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和7年2月25日（火曜日） 午前10時59分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 第2期宮古市デジタル戦略推進基本計画及び第2期宮古市デジタル戦略推進アクションプランの策定について

〔協議事項〕

- (1) 議会報告会の開催結果について
- (2) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について
- (3) 宮古市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- (4) 宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- (5) 宮古市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（21名）

2番	畠	山	智	章	君	3番	水	木	高	志	君
4番	山	崎	高	広	君	5番	佐	藤	和	美	君
6番	古	館		博	君	7番	中	嶋	勝	司	君
8番	今	村		正	君	9番	白	石	雅	一	君
10番	木	村		誠	君	11番	西	村	昭	二	君
12番	小	島	直	也	君	13番	鳥	居		晋	君
14番	伊	藤		清	君	15番	高	橋	秀	正	君
16番	工	藤	小	百合	君	17番	長	門	孝	則	君
18番	落	合	久	三	君	19番	松	本	尚	美	君
20番	田	中		尚	君	21番	竹	花	邦	彦	君
22番	橋	本	久	夫	君						

欠席議員（1名）

1番 佐々木真琴君

説明のための出席者

説明事項（1）

総務部長	下島野	悟	君	デジタル推進 課	西村	泰弘	君
副主幹兼デジタル 推進係長	芳賀	俊介	君				

議会事務局出席者

事務局長	前田	正浩		次	長	刈屋	巧
主査	南館	亜希子		主査	吉田	奈々	

開 会

午前10時59分 開会

○議長（橋本久夫君）

おはようございます。

定刻前ではございますが、全員おそろいでございますので、会議のほうを始めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。

本日の案件は、説明事項1件、協議事項5件となります。

○

<説明事項>（1）第2期宮古市デジタル戦略推進基本計画及び第2期宮古市デジタル戦略推進アクションプランの策定について

○議長（橋本久夫君）

それでは、説明事項の1、第2期宮古市デジタル戦略推進基本計画及び第2期宮古市デジタル戦略推進アクションプランの策定についての説明を願います。

下島野総務部長。

○総務部長（下島野 悟君）

第2期の基本計画、そしてアクションプランにつきましては、昨年の11月12日に、議員全員協議会で皆様に御説明させていただきました。案についてですね、案について御説明させていただきました。それで、御意見等いただきましたので、修正をかけて策定したものについて、今日は御説明させていただきます。説明は、デジタル推進課長が行います。

○議長（橋本久夫君）

西村デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（西村泰弘君）

それでは、第2期のデジタル戦略推進基本計画と…

○議長（橋本久夫君）

着座でよろしいです。

○デジタル推進課長（西村泰弘君）

着座で失礼いたします。

第2期の基本計画とアクションプランの策定について説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開き願います。

まず、1番の議会説明の結果でございます。説明資料の1ページと2ページが、昨年の11月12日の議員全員協議会で、計画の案を説明した際の質問意見と回答の概要をまとめた部分になります。このうち、2番目の工事関係書類のペーパーレス化につきましては、意見を踏まえて計画を修正しておりますので、後ほど説明させていただきます。それから1番目の、児童生徒のICT教育の推進についての部分ですが、教育委員会のほうから、ICTの活用状況に関する資料の提供がございましたので、本日別添で資料を添付させていただいておりますので、こちらについては後ほど御確認いただければと思います。

3ページをお開き願います。

2番目のパブリックコメントの結果についてです。パブリックコメントの実施期間は、令和6年の11月15日から12月4日までの20日間、意見は1件で資料の左側の部分になります。観光スポット等にWi-Fiターミナルを設置してほしいという内容のパブリックコメントがございました。回答は資料の右側の部分ですが、宮古市の公衆Wi-Fiの整備状況等について説明する内容としております。基本計画の中では、デジタルデバインド（情報格差）の解消、あるいは、デジタルサービス実装の取組の推進の部分で、取り組む内容となります。

次のページをお願いします。

3番目の計画の修正内容ですが、議会からの意見を踏まえまして、アクションプランの庁内業務のペーパーレス化の部分、備考欄に、重点事項として、「市民サービスの向上（工事関係業者の書類提出の効率化にもつながる「工事関係書類のペーパーレス化」）に向けて、課題を整理し、実現に取り組む」というふうに加筆してございます。現在の取組状況について担当部署に確認しましたところ、令和5年の4月1日から、建設課の発注工事におきまして、電子納品特記仕様書というのをつけて、契約後に、発注者と受注者との協議により、電子納品の範囲を取り決めるという取組をしてるそうなんですけれども、現状は、紙での納品に加えて、出来形図と工事写真を電子データで納品してもらってるという状況で、まだペーパーレス化には至ってないという状況でしたので、今後課題を整理して、工事関係書類のペーパーレス化に向けて取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

このほかの誤字脱字の訂正とか、あと現状値の時点修正をした上で計画を決定しておりまして、策定した基本計画、アクションプランは、別添の1、別添の2で添付したとおりでございます。計画の概要につきましては、5ページ、6ページに記載のとおりとなっております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君）

はい、説明が終わりました。

この件について、皆様のほうから何か質問があれば、挙手を願います。

よろしいですか。

では、質問はないようでございますので、これで質疑を終わります。

説明員は退席をしてください。

〔説明員退室〕

○議長（橋本久夫君）

次に、議会運営委員会の皆様は、説明員の席のほうへ移動をお願いいたします。

<協議事項>（1）議会報告会の開催結果について

○議長（橋本久夫君）

次に、協議事項の1、議会報告会の開催結果についてを議題といたします。

議会運営委員会より説明を願います。

田中議会運営委員会委員長。

○20番（田中 尚君）

それでは私のほうから、第20回議会報告会の開催結果について御報告をさせていただきます。議員の皆様方には…

○議長（橋本久夫君）

委員長、着座でも結構です。

○20番（田中 尚君）

着座で失礼します。

議員の皆様方には、3班に分かれて、11月の6日から8日、11日の4日間、市内12か所で議会報告会を開催していただきました。報告会の開催後、各班には、意見交換で出された意見や要望を、概要報告書として提出していただき、これらの意見の中で特に重要であるため、議会として要望書の形で、市長に提出するべきとの報告を受けたものは、2件ございましたので、読み上げて報告をいたします。

（1）津軽石地区の避難所整備について。

津軽石地区の避難所について、市民から、日本海溝千島海溝地震の想定では、津軽石小中学校ともに浸水域になっている。さらには、津波被害だけではなく、大雨洪水災害の視点からも、地域に安全な避難所が必要だ。地区住民の避難が津軽石公民館に集中すれば、避難所としても無理がある。有事の際は、田老まで避難させるというが、寝たきりや車椅子などで介助が必要な方もいる。浸水域にある築50年以上の小中学校の建て替えの検討をするのであれば、高台に移転することも考えるべきではないか。安心安全に避難できる場所が地域にあることで、地域活性化にもつながると思うとの要望がありました。議会でも、安心安全に避難生活を送ることができる場の確保が重要と考えることから、当該地域に安全な避難所を整備することを要望いたします。

（2）藤畑集会所の補助金について。

津軽石の藤畑集会所への補助金について、市民から、藤畑の公民館が被災して、かわりに空き家を借りて集会所にしている。電気料も賃借料も払っているが、賃借のための補助金が出ないと言われた。光熱費に対する補助がもらえるようにしてほしいとの要望がありました。議会でも、賃貸であっても公平に補助の対象とすべきと考えることから、補助要件の見直しを検討するよう要望いたします。

この2件につきましては、3月3日に市長へ提出したいと考えております。また、この件以外の市政への意見や要望については、市からの回答は求めないものの、市へ共有するものとして、あわせて市長へ提出いたします。そのほか議員定数や報酬、議会だよりについてなど、議会への意見も多数寄せられておりますので、後ほど御覧ください。こちらについては、市へ提出するものとあわせ、議会のホームページに掲載することとします。

以上、第20回議会報告会についての結果報告でした。皆さん御協力ありがとうございました。以上報告といたします。以上です。

○議長（橋本久夫君）

ただいま説明が終わりました。

この件について、皆様のほうから何か御意見があれば、挙手を願います。よろしいですか。

松本議員。

○19番（松本尚美君）

私は1班として参加をさせていただきました。くくりとすれば寄せられた要望、回答しなくてもいいとかっていうのも表現されてるんですが、やっぱり悩むところはですね、ある会場なんですけれども、やっぱり去年も来て同じお願いをしたんだけど、回答がさっぱり来ないという意見も出てるわけですね。だからこれ、どういうルールも含めてですね、どういう回答すればいいのかですね。1班のほうでも、川井地区で寄せられた部分、所管っていいですか、担当課に確認をし、そして、私が個人的かもしれませんが、県に行って確認するかな

あと思っはいたんですけども、そうしたらば、建設課のほうで、建設課なんですけど、建設課のほうで確認して、回答が来た。でも来た回答をどうお知らせすればいいのかな。非常に悩みどころなんです。やっぱり、参加いただいた方々からはね、毎回参加していただいている方、特にそうだと思うんですけども、いや、こういう要望したけどさっぱり反応がない、回答がない、そういったことを感じるのかな。そういう対策と申しますか、対応をやはり何らかの方策考える必要があるのではないかな。これは議運さんのほうで何か考えておられるのであれば、今後どうするかっていうことも含めてですね、お知らせをいただければと思います。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中 尚君）

今松本委員のほうから質問いただいた内容についてですね議会運営委員会としてどうするかということについては、特に検討した経緯はございません。私が知れる限りでは、ただ、あくまでも議会報告会の建前が、地域の皆さん方から寄せられた要望項目については、基本的には、各班で住民の皆さん方に要望をどうなったこうなったも含めて、しっかりお返しをしていくというものと理解をしております。加えて、羅針盤、議会広報羅針盤もありますので、そこは編集上の工夫が出てくると思いますけども、出た要望に対してこういうふうに変更されてます、あるいはこういう対応ですってことも含めて、地域の住民にとどまらず、全市民に対してですね、議会報告会の成果は返していけるのかなあという思いは私にあります。以上、回答になったかどうか分かりませんが。

○議長（橋本久夫君）

ちょっとお待ちください。今、何か音がしてますが、大丈夫ですか。何かどんどんどん、大丈夫ですか。私だけですか。マイクを通して。大丈夫ですね、何かどんどんどんちょっと音が。

補足、いいですか。はい。

西村議員。

○11番（西村昭二君）

今、松本議員のお話は実は、私たち3班でも千徳会場から同じ問題がありました。それで、資料も添付されていますが、市議会への意見要望というこの意見交換で出たものが、一応ホームページで、今後掲載されることになるので、もし、伝え漏れが、個人的にお電話をしなかった方にでも、どういった質疑があったのかどういった答えが導き出されたのかというのがホームページ上で一応回答が見れるようになると思いますので、今度はそこをどのように周知をしていくのかという対応が必要なんだろうというのは感じてますが、ホームページに掲載してほしいという御意見もあったので、そういった経緯もあって、今度、昨年、2年ぐらい載ってなかったんですけど、また今年度の分からは載せるというような形になるというところなので、御理解いただければいいのかなと思います。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

ホームページ、それも一つの手法だろうと思います。問題、田中委員長の認識では、各班での対応だ、基本は。これは確かによーいどんのスタートからは、そういう対応してきた、現地に行って見たりですね、そして確認して、それを部署に伝える。そしてその結果をですね、どうしたのか。そうするとまた、こういう文書になるのか

何になるのか、過去においては私も、班の代表ということでの位置づけいただいたときはですね、限りなく丁寧に文書でですね、質問なり意見なり要望いただいた人に返していくという作業はした経緯もあります。しかしこれ、もっと全体的に共有して、それならばそれで共有して進めていかないと、別なメンバーが行ったときに、対応がもし出来てない。次行ったメンバーがまた同じ内容聞く。だから、今ホームページでもいいんですけども、まずはどういう全体の共有した認識で対応していくかっていうことをね、ぜひ、ホームページはもちろん一つの手法だと思うんですけども、そこを御検討いただいて協議いただいてやらないと、ばらばらになってしまう。バラバラ感がいいっていうのはいいかもしれないけれども、市民から見たときに、どうしても対応が違うとなればね、どうなのかなという思いもあったんで、今、ちょっとやりとりをさせていただきました。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中 尚君）

松本委員から重ねての意見でございますので、これは先ほど西村委員のほうから補足的な発言があったのかなと思っておりますけども、議会運営委員会として、松本班長だったときの対応も含めてですね、ここはしっかりルール化するようにですね、検討課題にさせていただきたいと思えます。

○議長（橋本久夫君）

そのほかございませんか。よろしいですか。はい。

なければ、この件についてはこれで終わります。

○

<協議事項>（2）厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

○議長（橋本久夫君）

次に、協議事項の2、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書についてを議題といたします。

議会運営委員会より説明を願います。

田中議会運営委員会委員長。

○20番（田中 尚君）

表題の厚生年金への地方議会議員の加入については、全国市議会議長会から各市議会に対し、意見書等の採択の依頼がされているところであり、それを受け本市議会でも、1月22日に、全国市議会議長会の千葉氏を講師として、オンライン形式による議員研修会を行ったところであります。その中で、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の取扱いについては、議会運営委員会に託されておりましたので、1月28日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、反対意見はなく、議会運営委員会の発議で、3月定例会議に、意見書案を提出することといたしました。意見書案についてはタブレットに配信されてるとおりですので、読み上げは省略させていただきます。以上、報告といたします。

○議長（橋本久夫君）

この件について、皆様のほうから御意見があれば、挙手を願います。よろしいでしょうか。はい。

では、なければ、この件については、これで終わりとします。

議会運営委員会の皆様は、議席のほうへお戻りください。

○

<協議事項>（3）宮古市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本久夫君）

次に、協議事項の3、宮古市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これについては、事務局より説明を願います。

刈屋次長。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

はい、説明させていただきます。

宮古市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

12月17日の議員全員協議会において、議員定数等調査特別委員会から報告があったとおり、議員定数等調査特別委員会は、令和4年8月5日に設置され、視察、アンケート、市民との意見交換などを行い、協議を重ねた結果、議員定数を3人減の19人とする結論に至り、3月定例会議において、特別委員会の発議で議案を提出することとしておりました。1月28日の議会運営委員会において、条例の改正案ではありますが、議員定数等調査特別委員会の発議で提出することを確認しております。発議案の内容につきましては、タブレットに配信されておりますので、御確認をお願いいたします。

別紙について読み上げいたします。

宮古市議会議員定数条例の一部を改正する条例、宮古市議会議員定数条例の一部を次のように改正する。改正部分は下線の部分であります。附則、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の宮古市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。理由、宮古市議会の議員の定数を削減しようとするものである。これが条例案を提出する理由である。以上で説明といたします。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件について御意見があれば、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。はい。

なければ、この件については、これで終わります。

○

<協議事項>（4）宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本久夫君）

次に、協議事項の4、宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この件について、事務局より説明を願います。

刈屋次長。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

12月定例会議において、宮古市部等設置条例の一部を改正する条例が可決され、令和7年4月1日から、産業振興部が、商工労働観光部と農林水産部になります。つきましては、関連する条例の改正が必要になり、市議会でも、宮古市議会委員会条例の一部を改正する必要があります。1月28日の議会運営委員会で説明し、3月定例会議に議会運営委員会から発議案を提出することを確認しております。発議案の内容については、タブレットに

配信されておりますので、御確認をお願いいたします。

別紙について読み上げいたします。

宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例、宮古市議会委員会条例の一部を次のように改正する。改正部分は下線の部分であります。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。理由、行政組織の見直しに伴い、常任委員会の所管に関し必要な事項を定めようとするものである。これがこの条例案を提出する理由である。以上が説明になります。

○議長（橋本久夫君）

この件について御意見があれば、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。はい。

なければ、この件については、これで終わります。

○

<協議事項>（5）宮古市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本久夫君）

次に、協議事項の5、宮古市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

刈屋次長。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

それでは、宮古市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。宮古市議会の個人情報の保護に関する条例については、令和5年3月定例会議において、議会運営委員会の発議により、条例案が可決されております。今回は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号利用法といいますが、こちらの改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

新旧対照表を御覧願います。すいません、配信します。新旧対照表のほうを御覧願います。

こちらの備考欄に所要の改正についての説明があります。一つは、番号利用法の改正で、同法第2条に新たに第8項が追加になり、従前の第8項以降が順次繰下げになりました。そのため、本市議会の条例中で、番号利用法の記載がある箇所は、改正が必要となっております。もう一つは、所要の整備とあり、様々な理由が記載されております。間違いではないのですが、これを機に訂正しようとするもので、全国市議会議長会から示された改正案をもとに、改正案を作成しております。発議案の内容については、タブレットに配信されておりますので、御確認をお願いします。

別紙について読み上げいたします。

宮古市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例、宮古市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。改正部分は下線の部分である。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。以上、説明といたします。

○議長（橋本久夫君）

はい、説明が終わりました。

この件について御意見があれば、挙手を願います。よろしいですか。はい。

なければ、この件については、これで終わります。

○

<その他>

○議長（橋本久夫君）

予定していた事項は終了いたしました。その他に移ります。皆様から何かございますでしょうか。

事務局のほうから何かありますか。いいですか。

畠山議員。

○2番（畠山智章君）

おはようございます。

先日、市議会広報羅針盤の発行につきまして、発行日の遅れと、あと発行期日のミスがありまして、本来2月1日発行しなきゃいけないものを15日発行になって、配布も15日な形になりました。先日、委員会をもちまして、配送が遅れた原因と発行日のずれっていうのが、委員会のほうでもちょっと把握出来ないままで、市民のほうに配られた結果になりました。その上で、委員会でこの間ちょっと協議しましたところ、事務局のほうで配送屋さん、印刷屋さんのほうに事情の確認を行くと説明いただきまして、今日の全員協議会の後に説明をいただくというお話をいただいてたつもりなんですけど…

〔何事か発言する者あり〕

○議長（橋本久夫君）

まず質問続けてください。

○2番（畠山智章君）

はい。すみません、一応私の誤認かもしれませんが、そういう調査していただくという話になりましたので、その上で、私たち議員全員が関わっております羅針盤のことにもなりますので、委員会のほうとしても、調べたり調査に行かなきゃいけないのであれば、委員長、副委員長ともに、訪れることも、全然行動していくのも考えておりますので、その上で報告いただけたらと思います。以上になります。

○議長（橋本久夫君）

今の御意見は、羅針盤の発行が遅れたことについての検証なりを全協で報告するっていうことですか。それとも委員会で先に協議するっていうことでの話じゃなく、どちらになりますか。

前田事務局長。

○議会事務局長（前田正浩君）

まずもってですね、広報が遅れたことに対してですね、おわびを申し上げたいと思います。この前の広報の委員会でも、そういう意見がありましてですね、事務局としてはその辺を整理をして、何が原因だったのか、どこが問題だったのかをですね、整理をしながら、今整理、調査中でございます。それをもってですね、1回、広報委員会に説明をし、3月の14日に全協を予定してます。そこで、皆さんにも説明をしたいなというふうに考えてございます。

○議長（橋本久夫君）

はい。内容については、事務局のほうで調査してから委員会に報告するというところでございますので、委員会のほうでよろしいですか。はい。

委員長もよろしいですか。委員長、そういうことでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

はい、では、そのほか、皆様のほうからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

ないようでございますのでこれもちまして議員全員協議会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時30分 閉会

○

宮古市議会議長 橋本久夫